

内閣委員会

内閣調査室

所管事項の動向

1 経済財政政策

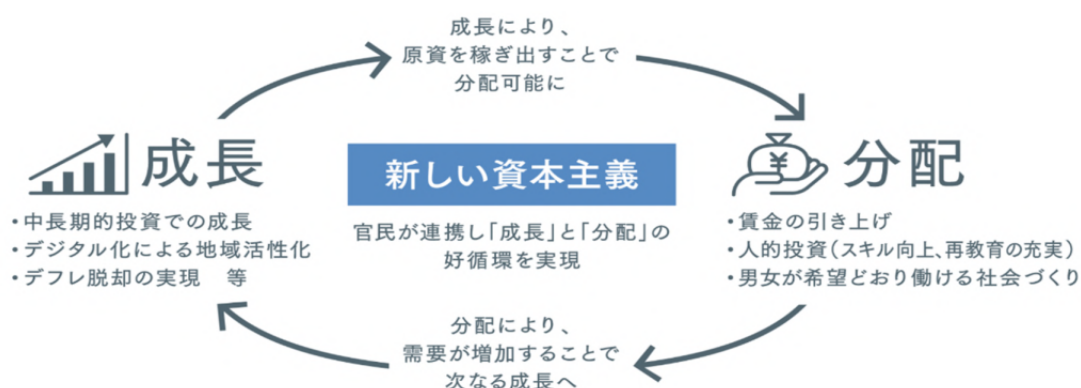
(1) 新しい資本主義

ア 岸田内閣の方針

令和3年10月に発足した岸田内閣は、市場に任せればうまくいくという新自由主義的な政策については富めるものと富まざるものとの深刻な分断を生んだという弊害が指摘されており、世界では、中間層を守り、気候変動などの地球規模の危機に備え、企業と政府が大胆な投資をしていく、新しい時代の資本主義経済を模索する動きが始まっているとの認識を示した。その上で、成長戦略と分配戦略を車の両輪として、「新しい資本主義」の実現を目指すとの方針を示している¹。

政府は、「新しい資本主義」とは、社会課題の解決に向けた取組自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すものであるとしている²。

(図表) 新しい資本主義のイメージ



(出所) 政府広報オンラインHP

イ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

令和4年6月7日、政府は、成長と分配の好循環を目指す複数年度にわたる計画である「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（以下「実行計画」という。）を閣議決定した。実行計画では、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行うとし、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）の4本柱に投資を重点化することとされた。

¹ 第205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和3年10月8日）

² 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）

政府は、実行計画の閣議決定以降、30年ぶりとなる高い水準の賃上げや企業の投資意欲の高まりなどの前向きな動きが見られる一方、少子高齢化による国内市場の縮小や労働市場と企業組織の硬直化、投資の遅れなどの課題への対処を急ぐ必要性も明らかになったとして、令和5年6月16日には、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（以下「実行計画2023」という。）を閣議決定した。実行計画2023には、①構造的な賃上げを実現するため、リ・スキリング（学び直し）の支援などを通じた労働市場改革の推進、②半導体などの分野での戦略的な投資拡大、③スタートアップ育成と企業の参入・退出の円滑化等が盛り込まれた。

ウ 経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）

令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」（以下「骨太方針2023」という。）では、中小企業の価格転嫁対策、人への投資、スタートアップ推進等により、「賃金と物価の好循環」に持続性を確保しつつ、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた消費・国内需要の持続的拡大が実現する「成長と分配の好循環」を目指すとした。

(2) 物価高への対応

世界規模の物価高騰がみられる中、我が国においては、円安の進行とも相まって、輸入物価の上昇を通じて、エネルギー・食料品を中心としたコストプッシュ型の物価上昇が生じた。こうした生活に身近な商品の値上がりが続く事態に対し、政府は、累次にわたり対策を講じてきた。

さらに、令和5年11月2日には、日本経済についてはコロナ禍の3年間を乗り越えて改善しつつある一方、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は、国民生活を圧迫し、回復に伴う生活実感の改善を妨げているとの認識の下³、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定した。同対策は、変革を力強く進める「供給力の強化」と、不安定な足元を固め、物価高を乗り越える「国民への還元」の2つを車の両輪として、「新しい資本主義」の実現に向けた取組を更に加速するためのものと位置付けられている。同対策は、以下の5本の柱で構成されており、所得税・個人住民税の定額減税、低所得世帯への支援等の具体的な施策が盛り込まれている。

- ①物価高から国民生活を守る
- ②地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する
- ③成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する
- ④人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する
- ⑤国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

同対策の規模としては、令和5年度補正予算における一般会計追加額は13.1兆円、これと定額減税による「還元策」及びその関連経費とを合わせると17兆円台前半程度と見込ま

³ 第212回国会における鈴木財務大臣の財政演説（令和5年11月20日）

れている。令和5年11月29日には、同対策等を実行するための令和5年度補正予算が成立した。

2 経済安全保障

(1) 経済安全保障とは

「国家安全保障戦略⁴」において、経済安全保障は、「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」とされている。政府は、安全保障の裾野が経済分野へ急速に拡大する中で、国家及び国民の安全を経済面から確保することが喫緊の課題であるとの認識の下、①自律性の確保（国民の生活や経済活動を支える重要な産業の脆弱性の解消等）、②優位性ひいては不可欠性の獲得・維持・強化（機微な技術情報等の流出の防止等）、③国際秩序の維持・強化（通商・データ・技術標準等の公正な国際ルールの維持・強化・構築等）の実現に向けて、必要な取組を推進していくこととしている⁵。

(2) 経済安全保障推進法の概要

令和4年5月、経済安全保障推進法⁶が制定され、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応するため、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開に関する4つの制度が整備された。

①重要物資の安定的な供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定重要物資（半導体、重要鉱物等）の指定 ・ 民間事業者の供給確保計画の認定・支援措置（助成等） ・ 民間事業者への支援措置だけでは安定供給確保が困難な場合、国が備蓄等を実施 ・ 物資所管大臣によるサプライチェーン調査
②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14分野（電気、ガス、水道等）の基幹インフラ事業を対象に、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査 ・ 審査結果に基づく勧告・命令
③先端的な重要技術の開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先端的な重要技術（宇宙、海洋、量子、AI等）の研究開発等に対する資金支援等 ・ 官民協議会の設置 ・ 調査研究業務の委託（シンクタンク）
④特許出願の非公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全保障上機微な発明（核技術等）の特許出願の保全指定・公開留保 ・ 安全保障上機微な発明の外国出願制限 ・ 保全指定による損失の補償

経済安全保障推進法は、公布（令和4年5月18日）から6月以内から2年以内に段階的に施行することとされており、①及び③については既に制度の運用が開始され、②及び④については令和6年5月に制度の運用が開始される。

⁴ 「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定）26頁

⁵ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（令和4年9月30日閣議決定）3, 8-9頁

⁶ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）

(3) 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の検討

我が国の情報保全の強化に向けた取組の一環として、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度（重要情報を取り扱う者への資格付与制度）導入の動きがある。

我が国には、国家公務員法⁷における守秘義務、特定秘密保護法⁸における特定秘密の保護、不正競争防止法⁹における営業秘密の保護等、政府や民間が保有する機微な情報を保護する様々な枠組みが存在する。その中で、特定秘密保護法については、政府が特定秘密として指定できる情報は防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止の4分野に限られ、指定された情報にアクセスできるのは行政機関の職員等が中心であり¹⁰、民間事業者等の割合は低く、かつ、防衛産業に集中している。このため、経済安全保障上重要な情報に関して、特に、経済関係省庁や防衛産業を超えた民間において、セキュリティ・クリアランス制度を含む情報保全の一層の強化が必要となっている¹¹。セキュリティ・クリアランスをめぐるのは、経済界からも導入を求める声が高まっている¹²。

令和5年2月、岸田内閣総理大臣は、高市経済安全保障担当大臣に対し、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度に関する有識者会議を立ち上げ、今後1年程度を目途に、検討作業を進めるよう指示した¹³。「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」は、同年6月6日に中間論点整理を公表した後、引き続き制度の具体的な方向性について議論を行っている。岸田内閣総理大臣は、有識者会議での議論を踏まえ、令和6年の常会における法案の提出に向けた準備を進めていくとしている¹⁴。

(4) 基幹インフラの対象分野追加の検討

基幹インフラの対象分野は、安全保障と経済活動の自由を両立する形で予見可能性に配慮するとともに、事業者の経済活動が過度に制限されないことがないよう、国家国民の安全に与える影響に鑑み真に必要なものに限定する趣旨から、その外縁として14分野が法定された¹⁵。一方、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、基幹インフラの対象分野の追加等も含めた制度の見直しを適時に行うこととされており、高市経済安全保障担当大臣は、港湾及び医療を対象とする必要性を指摘している¹⁶。

⁷ 昭和22年法律第120号

⁸ 「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号）

⁹ 平成5年法律第47号

¹⁰ 令和4年末時点で、特定秘密の取扱いの業務を行える者は約13万人、保有者の比率は、官が97%、民が3%

¹¹ 「中間論点整理」（令和5年6月6日経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議）2頁

¹² 『読売新聞』（令5.3.9）

¹³ 第4回経済安全保障推進会議（令和5年2月14日）議事要旨

¹⁴ 第212回国会参議院会議録第3号10頁（令5.10.25）岸田内閣総理大臣答弁

¹⁵ 第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号7頁（令4.4.26）小林国務大臣答弁

¹⁶ 「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」（令和5年4月28日閣議決定）34頁、高市内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和5年8月25日）

港湾に関しては、国土交通省の「コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会」において検討がなされており、政府は、「港湾運送」を基幹インフラとして追加するよう必要な法改正を行うとの報道がなされている¹⁷。

3 公益法人制度改革

(1) 概要

ア 公益法人

公益法人（公益社団法人及び公益財団法人）とは、公益の増進を図ることを目的とする民間の法人である。公益法人は、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県の知事）が、一般法人¹⁸の申請に基づき、一定の基準に適合する場合に認定する（公益認定法¹⁹第5条）。

公益法人制度は、明治31（1898）年施行の旧民法²⁰に始まり、学術、技芸、慈善等の公益に関する社団又は財団で、営利を目的としないものが、その目的・事業に関連する事務を所掌する主務官庁の許可を得て公益法人になるとされた。旧民法による制度は、公益性の判断基準のあいまいさや営利法人類似の公益法人の存在に対する批判、公益法人の不適切な運営が問題となったことなどを受け、平成18年に公益法人制度改革関連三法²¹が制定された。これを受け、平成20年12月、法人格の取得と公益性の判断を分離し、主務官庁による設立許可・監督制を廃止した現行制度が開始された。

イ 公益信託

公益信託とは、個人や法人が、財産を、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益の目的のため信託銀行等の受託者に預け、受託者が、定められた目的に従って、その財産を管理又は運用し、公益的な活動を行う制度である。公益信託は設定に主務官庁の許可を要し（公益信託法²²第2条第1項）、主務官庁の監督に服する（同法第3条）。

公益信託が規定された旧信託法²³は、制定以来大きな見直しがされていなかった。旧信託法の現代化を図るため、平成16年9月、法務大臣は法制審議会に信託法の見直しに関する諮問を行い、平成18年2月、法制審議会は「信託法改正要綱」を法務大臣に答申した。なお、当時、公益法人制度の全面的見直しが進んでいたため、答申は私益信託に関する制度の部分に限定された。

¹⁷ 「NHKニュース」(R5. 12. 27)

¹⁸ 一般社団法人及び一般財団法人。なお、一般法人は登記により簡便に設立することができる。

¹⁹ 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)

²⁰ 「民法」(明治29年法律第89号)（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)による改正前の民法)

²¹ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)

²² 「公益信託ニ関スル法律」(大正11年法律第62号)

²³ 「信託法」(大正11年法律第62号)

これを受けて、同年12月、新信託法²⁴が制定され、公益信託に関しては、旧信託法の法律名を「公益信託ニ関スル法律」と改正した上で、旧信託法の内容が維持された。そのため、当時の衆・参両院（法務委員会）の附帯決議において、「公益信託制度については、公益法人与自然に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされた。

平成25年11月に公益法人の新制度への移行期間が満了するなど、新たな公益法人制度が定着してきた。こうした状況の下、法制審議会において公益信託の見直しの検討が開始され、平成31年2月、信託事務・信託財産の範囲の拡大、受託者の範囲の拡大、主務官庁制の廃止等を内容とする「公益信託法の見直しに関する要綱」が法制審議会から法務大臣に答申された。

(2) 近年の公益法人制度改革の動き

ア 公益法人のガバナンスの更なる強化等の検討

骨太方針2019²⁵において、新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行うこととされた。これを受け設置された「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」は、令和2年12月、最終報告²⁶において、ガバナンスの不全による不祥事が複数発生しているという認識のもと、理事等への外部人材の選任などの公益法人のガバナンス強化策を提案した。

イ 新しい時代の公益法人制度の在り方の検討

実行計画（1(1)イ参照）及び骨太方針2022²⁷では、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革を検討する旨示された。これを受け設置された「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」は、令和5年6月、最終報告²⁸において、「民間も公的役割を担う社会」の実現を柱の一つとする「新しい資本主義」の実現に向け、公益法人が社会的課題の変化等に対応し、より柔軟・迅速で効果的な公益的活動を展開できるよう法人の自主的・自律的な経営判断が尊重される仕組みを整備することと、それに伴う法人のガバナンスや説明責任の充実が必要との考え方を踏まえ、具体的な制度改革の方向性を示した。

²⁴ 「信託法」（平成18年法律第108号）

²⁵ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

²⁶ 「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」（令和2年12月公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議）

²⁷ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）

²⁸ 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 最終報告」（令和5年6月2日新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議）

ウ 実行計画2023及び骨太方針2023

令和5年6月の最終報告を受け、実行計画2023（1(1)イ参照）では、①公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則²⁹や遊休財産規制³⁰の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行うこと、②公益信託制度について、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築することを内容とする法案を令和6年の常会に提出するとともに、体制整備を図る旨が示された。また、骨太方針2023においても、公益法人制度改革のため、最終報告に基づく関連法案を提出するとともに所要の環境整備を図る旨が示された。

4 独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化

(1) NWE C及び男女共同参画センターの現状

ア NWE Cの現状

NWE Cは、文部科学省所管の機関であり、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、女性教育指導者等に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的としている³¹。昭和52年7月に「国立婦人教育会館」として埼玉県に設置され、平成13年4月より「独立行政法人国立女性教育会館」に移行した。

イ 男女共同参画センターの現状

男女共同参画センターは、男女共同参画のための総合的な施設として、広報啓発、講座、相談事業、情報収集・提供等の事業を始めとして、地域の様々な課題に応じた実践的な活動を行っている。法律上の根拠はなく、都道府県や市区町村において条例等に基づき、令和4年4月1日現在で、全国に356施設が設置されている³²。

(2) NWE C及び男女共同参画センターの機能強化に関する動き

ア NWE C及び男女共同参画センターの機能強化に関する政府の方針

政府は、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）³³」において、女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会を実現するため、①全国の男女共同参画センターを強力にバックアップする男女共同参画のナショナルセンターとして、NWE Cの主管府省を内閣府に移管し、地域における女性リーダー等の人材育成機能と各地の男女共同参画センターを束ねる拠点機能の強化を行うこと、②男女共同参画セ

²⁹ 公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとする規律

³⁰ 使途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の1年相当分を超えて保有することができないとする規律

³¹ 「独立行政法人国立女性教育会館法」（平成11年法律第168号）第3条

³² 第1回男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ（令和5年11月10日）資料4 1頁

³³ 令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

ンターについて、専門人材の確保、関係機関・団体との連携強化、地域による取組の温度差の解消を強力に進め、その機能強化を図ることについて決定した。

イ NWE C及び男女共同参画センターの機能強化に関する検討

「女性版骨太の方針2022」に基づき、令和4年12月から、男女共同参画会議の下に「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」が設置され、NWE C及び男女共同参画センターの機能強化の在り方について議論が行われ、令和5年4月、報告書³⁴が取りまとめられた。

同報告書において、①各地域における様々な課題への対応力の強化を図るための人材育成・専門性向上、②男女共同参画センター同士や関係機関とのネットワークの構築・強化、③男女共同参画に関する政策の企画立案を支える「EBPM」機能の強化、④国・地方公共団体の施策との連動性の確保と施策の推進機能の強化という基本的方向性の下で、NWE C及び男女共同参画センターの具体的な機能強化策が示された。

また、男女共同参画センターの機能強化を図るに当たり、令和5年11月から「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」において、機能強化WG報告書を踏まえ、その業務及び運営に係るガイドラインの作成に関する検討が行われている。

同ワーキング・グループにおいて、令和6年夏頃に、ガイドラインの作成検討に向けた提言を取りまとめた後、この提言を基に、内閣府において、男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドラインを作成する予定である³⁵。

(3) 法案提出についての政府の方針

政府は、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）³⁶」において、「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、①機能強化WG報告書に盛り込まれた施策・取組について計画的に実施すること、②①の一環としてNWE Cの主管の内閣府への移管や、NWE C及び男女共同参画センターの機能強化を図るための所要の法案を令和6年の常会に提出することを目指すとした。

³⁴ 「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」（令和5年4月11日）（以下「機能強化WG報告書」という。）

³⁵ 第1回男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ（令和5年11月10日）資料3

³⁶ 令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

5 日本学術会議

(1) 概要

日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること³⁷を目的とする内閣府の「特別の機関」である。日本学術会議は独立してその職務（科学に関する重要事項の審議や研究の連絡等）を行うこととされ³⁸、総会や3つの部会（人文・社会科学、生命科学、理学・工学）、30の分野別の委員会などを開催するとともに、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告や科学技術に関する声明、提言等を行っている。また、日本学術会議の活動について意見を聴くための外部評価有識者を委嘱しており、原則として毎年1回、外部評価書が作成されている。

日本学術会議の推薦に基づき内閣総理大臣が任命する会員（定員210名）³⁹及び会長が任命する連携会員（約2,000名）から構成される。会員の任期は6年で、3年ごとに半数を改選している。会員は非常勤の特別職国家公務員、連携会員は非常勤の一般職国家公務員に該当し、会議出席などの活動に対し、手当や旅費が支給される。日本学術会議に関する経費は国庫の負担とされ⁴⁰、毎年度の予算は約10億円である。

(2) 日本学術会議の在り方の検討

ア 日本学術会議における議論

令和2年10月に行われた会員の半数改選において、菅内閣総理大臣（当時）は、日本学術会議から推薦された105名の会員候補者のうち、6名を除く99名を任命した⁴¹。同月、梶田日本学術会議会長（当時）は菅総理と面会して、任命されていない会員候補者の任命等を求める要望書を手渡した。その際、両者の間で、日本学術会議の在り方について未来志向で検討することで合意がなされた。さらに、井上内閣府特命担当大臣（科学技術政策）（当時）と日本学術会議との意見交換において、梶田会長は、日本学術会議の提言機能、情報発信力、国際活動等において検討すべき課題があり、日本学術会議において検討するとした⁴²。また、同年11月、井上大臣から梶田会長に対し、日本学術会議の設置形態についても検討するよう提案がなされた⁴³。

これらを踏まえ、日本学術会議は、令和3年4月、設置形態に関する検討も含めた自己改革案⁴⁴を取りまとめた。この中で、国の機関としての形態を変更する積極的理由を見いだ

³⁷ 「日本学術会議法」（昭和23年法律第121号）第2条

³⁸ 日本学術会議法第3条

³⁹ 日本学術会議法第7条、第17条

⁴⁰ 日本学術会議法第1条第3項

⁴¹ 令和5年10月の会員の半数改選においては、日本学術会議から推薦された105名の会員候補者全員が会員に任命された。なお、推薦された105名には、令和2年10月の半数改選の際に任命されていない6名の会員候補者は含まれていない。

⁴² 井上内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和2年10月23日）

⁴³ 井上内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和2年11月27日）

⁴⁴ 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）

すことは困難とした。また、日本学術会議を国から切り離して法人化する場合には、その役割を適切に発揮していく上で解決すべき様々な課題があるほか、法令等の改正に加え、組織面・財政面の課題への対応などに相当な準備と時間が必要となると見込まれるとした。

イ 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会

令和3年5月以降、井上大臣の要請を受けた総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会において、日本学術会議の在り方に関する政策討議が行われ、令和4年1月、議論の取りまとめが公表された⁴⁵。その中では、日本学術会議の組織形態について、現在の形態が最適なものであるという確証は得られていないとされた。

ウ 政府の方針

政府は、これらの取りまとめを踏まえて日本学術会議の在り方について検討を進め、令和4年12月、「日本学術会議の在り方についての方針⁴⁶」を公表した。この中で、活動や運営の透明化、ガバナンス機能の強化を図るため、国の機関として存置した上で、必要な措置を講じ、改革を加速すべきとされた。

また、同月、政府は、日本学術会議に対し、具体化検討案⁴⁷（会員選考に関して意見を述べる選考諮問委員会の設置等）を示し、その中で、今後、日本学術会議の意見も聴取しつつ、法制化に向けて必要な検討・作業等を進め、令和5年の常会に所要の法案を提出することを目指すとした。

エ 日本学術会議法改正案の提出に関する議論

令和5年4月17日、政府は、日本学術会議総会において、日本学術会議法改正案の概要を説明した。これに対し、日本学術会議は、翌18日の総会において、政府に対する勧告⁴⁸を議決し、改正案の提出を思いとどまり、学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けることを求めた。また、改正案に含まれる選考諮問委員会の設置、中期業務運営計画の策定などが日本学術会議の独立性を毀損する可能性があるとして、国民に対し問題提起する声明⁴⁹を決定した。

同月20日、政府は、第211回国会（令和5年の常会）への日本学術会議法改正案の提出見送りを発表した⁵⁰。

⁴⁵ 「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」（令和4年1月21日総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会）

⁴⁶ 「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）

⁴⁷ 「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」（令和4年12月21日内閣府総合政策推進室）

⁴⁸ 「勧告 日本学術会議のあり方の見直しについて」（令和5年4月18日日本学術会議）

⁴⁹ 「声明 『説明』ではなく『対話』を、『拙速な法改正』ではなく『開かれた協議の場』を」（令和5年4月18日日本学術会議）

⁵⁰ 第1回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会（令和5年8月29日）議事録13頁

オ 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会

令和5年6月に閣議決定された骨太方針2023において、「日本学術会議の見直しについては、これまでの経緯を踏まえ、国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る」とされた。これを受けて、同年8月、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」が設置され、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討が進められた。同年12月、同有識者懇談会は中間報告⁵¹をとりまとめ、この中で、日本学術会議は、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいとされた。これを受けて、政府は、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする方針を示し、今後、日本学術会議の意見も聴きながら、内閣府において法制化に向けた具体的な検討を進めるとした⁵²。政府は、早ければ令和6年秋の臨時会に法案を提出したい考えであるとの報道がある⁵³。

6 皇室制度

(1) 皇族の構成等

ア 皇族の構成

皇室は、天皇皇后両陛下、上皇上皇后両陛下と皇族殿下方で構成されている。これらの方々は、内廷にある方々と、それ以外の宮家の皇族殿下方とに分かれる。

現在、内廷にある方々は、天皇皇后両陛下及び愛子内親王殿下並びに上皇上皇后両陛下の5方で、宮家の皇族殿下方は、秋篠宮（4方）、常陸宮（2方）、三笠宮（4方）、高円宮（2方）の各宮家の12方である（令和6年1月1日現在）。

イ 皇位継承

現在、皇位継承資格を持つ皇族は3方である。継承順位は、1位が皇嗣である秋篠宮皇嗣殿下、2位が秋篠宮皇嗣同妃両殿下の長男の悠仁親王殿下、3位が上皇陛下の弟の常陸宮正仁親王殿下である。

なお、悠仁親王殿下（17歳）の同世代の皇族は、愛子内親王殿下（22歳）、佳子内親王殿下（29歳）の2方である。また、天皇（63歳）皇后（60歳）両陛下の同世代の皇族は、秋篠宮皇嗣（58歳）同妃（57歳）両殿下のほか、彬子女王殿下（42歳）、瑤子女王殿下（40歳）、承子女王殿下（37歳）の3方である（令和6年1月1日現在）。

(2) 皇室制度に関する議論

ア 皇室典範特例法案に対する附帯決議（平成29年）

平成29年6月、衆議院議院運営委員会において、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位の実現等を定める皇室典範特例法案⁵⁴に対する附帯決議が付された。

⁵¹ 「中間報告」（令和5年12月21日日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会）

⁵² 「日本学術会議の法人化に向けて」（令和5年12月22日内閣府特命担当大臣決定）

⁵³ 『毎日新聞』（令5.12.23）

⁵⁴ 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」（第193回国会閣法第66号）

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議

- 一 政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。
- 二 一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法府の総意」が取りまとめられるよう検討を行うものとする事。
(以下略)

参議院においても、同様の附帯決議が付された。

イ 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議 (令和3年)

令和3年3月より附帯決議において示された課題について有識者会議⁵⁵が開催された。同年12月、『「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議 報告』が決定され、同日、岸田内閣総理大臣へ提出された。

同報告では、皇位継承と皇族数の減少についての基本的な考え方として、

- 今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにはしない
- 悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承について具体的に議論するには機が熟しておらず、かえって皇位継承を不安定化させるおそれがある
- 悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承については、将来において悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえた上で議論を深めていくべき
- まずは、皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であり、その際、多様な世代の方が男女共に、悠仁親王殿下を支えるということが重要とされた。

その上で、皇族数確保の具体的方策として、次の3つの方策が示された。

①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること
②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること
③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること

そして、①及び②の2つの方策について今後、具体的な制度の検討を進めていくべきであり、③については、①及び②の方策では十分な皇族数を確保することができない場合に検討する事柄と考えるべき、とされた。

⁵⁵ 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議

ウ 国会での検討

岸田内閣総理大臣は、令和4年1月、衆参両院の正副議長に、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づく政府における検討結果を報告し、これを受けて、同月、両院の正副議長及び各党各会派代表者が、政府から説明を聴取した後、質疑を行った。その際、細田衆議院議長（当時）は、国会として検討を行い、立法府としての総意をまとめる必要があり、各党各会派において議論していただきたい旨述べた。

また、額賀衆議院議長は、令和5年10月、就任記者会見において各党の協議の経緯や状況を把握したうえで立法府の考え方を整理していくと述べ⁵⁶、同年12月、各党幹部と会談し、各党の意見集約を進めるよう要請した⁵⁷。

7 警察制度

(1) 交通安全対策

警察は、自転車利用者による交通違反に対する指導取締りについて、現状では、指導警告を行い、警告に従わずに違反行為を継続したり、違反行為により車両や歩行者に具体的な危険を生じさせたりするなど、悪質・危険な態様の違反に対しては積極的な取締り（検挙措置）を行うこととしている。さらに、交通の危険を生じさせるおそれのある、信号無視や遮断踏切立入りなど、15類型の危険行為を反復して行った自転車利用者については、自転車運転者講習の受講命令の対象となる。しかし、自転車の違反者の検挙措置については刑事手続によることから、供述調書の作成など、違反者、警察双方に負担となっている。

自転車関連事故や自転車の交通違反に対する指導取締りの情勢等を踏まえて、令和5年8月、警察庁は、「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」を開催した。同検討会では、自転車に関するより効果的な交通安全教育、自転車の交通違反に対する効果的な違反処理及び自転車が通行しやすい交通規制の在り方について検討を行い、同年12月、自転車を交通反則通告制度⁵⁸（いわゆる「青切符」）の対象とすること等を内容とする中間報告書を取りまとめた。警察庁は、令和6年の常会へ道路交通法⁵⁹の改正案の提出を目指しているとされる⁶⁰。

また、警察庁は、電動アシスト自転車と混同される、ペダル付原動機付自転車のモペットについて、道路交通法に車両区分を明記する方針である⁶¹。

⁵⁶ 『読売新聞』（令5.10.21）

⁵⁷ 『日本経済新聞』（令5.12.20）

⁵⁸ 軽車両以外の車両等の運転者がした反則行為（簡易迅速な処理になじむ、現認可能・明白・定型的な違反行為）について、これを簡易迅速に処理することで違反者・捜査機関双方の負担軽減を図るものであり、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合には公訴が提起されない制度。

⁵⁹ 昭和35年法律第105号

⁶⁰ 『日本経済新聞』（令5.12.22）

⁶¹ 「時事通信社iJAMP」（令5.12.21）

(2) 銃規制

安倍晋三元内閣総理大臣の銃撃事件や令和5年5月に長野県中野市で4人が殺害された事件を受け、警察庁は、令和6年の常会に銃刀法⁶²の改正案を提出する方針とされる。具体的には、銃の自作動画を投稿し、不法所持をあおる行為などに対する罰則の新設、ハーフレイフル銃⁶³の許可基準の厳格化等が想定される⁶⁴。

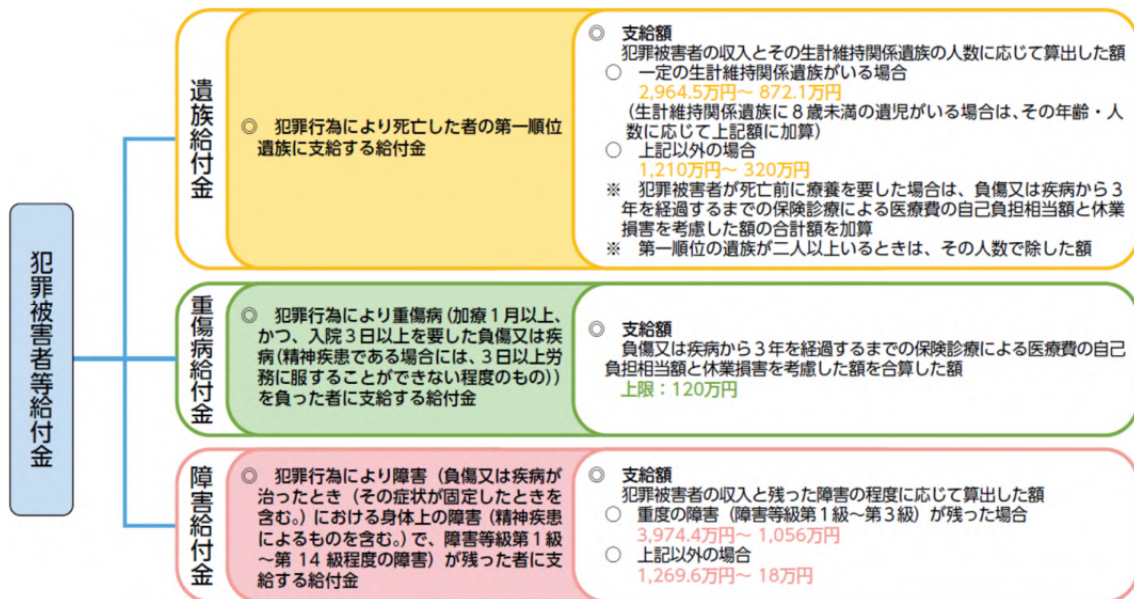
(3) 保管場所標章の廃止

自家用車の保管場所について、車のナンバーから照会できるシステムの整備が終わり、全国で照会可能になっていることから、警察庁は、自家用車の保管場所を示す「保管場所標章」を廃止する方針を決め、標章を定めた車庫法⁶⁵の改正案を提出する考えだとされる⁶⁶。

(4) 犯罪被害給付制度

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律⁶⁷」に基づく犯罪被害給付制度は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害を対象とし、被害者等からの申請を受けて行われる各都道府県公安委員会の裁定により、被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて遺族給付金や障害給付金が算定され、支給される制度である⁶⁸。

(図表) 犯罪被害給付制度



(出所) 国家公安委員会・警察庁『令和5年版犯罪被害者白書』8頁

⁶² 「銃砲刀剣類所持等取締法」(昭和33年法律第6号)

⁶³ 猟銃の一つであり、ライフル銃より射程が短い。

⁶⁴ 『日本経済新聞』(令5.12.22)

⁶⁵ 「自動車の保管場所の確保等に関する法律」(昭和37年法律第145号)

⁶⁶ 『朝日新聞』(令5.12.22)

⁶⁷ 昭和55年法律第36号

⁶⁸ 内閣府『平成18年版犯罪被害者白書』4頁

令和5年6月、政府の犯罪被害者等施策推進会議は、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」⁶⁹を決定した。この中で、犯罪被害給付制度について、「警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。」とされた。これを受け、同年8月、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」が開催された。同検討会は、給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、令和6年5月中までに取りまとめを行うことを想定している。

内容についての問合せ先
内閣調査室 田中首席調査員（内線 68400）

⁶⁹ 令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定